ニ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電	供するものに限る。)	一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に	ーネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則第九条第一項第	ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインタ	ِي ن	項第一号及び第九号において単に「総合デジタル通信用設備」とい	第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに第二十七条の五第一	ジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。	ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デ	イ アナログ電話用設備	気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの	掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電	気通信設備を除く。)であつて、様式第四の表の一から二十九までに	交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電	二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される	一 (略)	は、次のとおりとする。	第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備	(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)	改正案
二 事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電	供するものに限る。)	一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に	ーネットプロトコル電話用設備 (電気通信番号規則第九条第一項第	ハ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインタ	う。)	項第一号及び第九号において単に「総合デジタル通信用設備」とい	第二十七条の四第一号イ及び第二号イ並びに第二十七条の五第一	ジタル通信用設備(音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。	ロ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第五号に規定する総合デ	イ アナログ電話用設備			気通信設備を除く。)	交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備(次に掲げる電	二 電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される	一 (略)	は、次のとおりとする。	第二十七条の二 法第四十一条第一項の総務省令で定める電気通信設備	(損壊又は故障による利用者への影響が軽微な電気通信設備)	現

四号及び第十二号において単に「携帯電話用設備」という。)話用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第

号及び第十二号において単に「PHS用設備」という。) 用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四ホ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するPHS

気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等)(内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電

第二十七条の二の二(略)

にも該当するものとする。表ののから二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれる。法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の

- 一 前年度末における利用者の数が百万以上であること。
- 二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。

(申請等の方法)

管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)請等」という。)をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を第六十九条 次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申

一~十七 (略)

を経由して行うことができる。

十八 法第四十四条第一項又は第二項の届出

十九 法第四十四条の三第二項の届出

| 十|| 法第五十二条第一項の認可の申請

一十一~三十四(略)

四号及び第十二号において単に「携帯電話用設備」という。)話用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第

号及び第十二号において単に「PHS用設備」という。) 用設備(第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第四ホ 事業用電気通信設備規則第三条第二項第八号に規定するPHS

気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等)(内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電

第二十七条の二の二(略)

にも該当するものとする。表の一から二十九までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれる。法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の

一 前年度末における利用者の数が百万以上であること。

二 電気通信役務の対価としての料金の支払を受けるものであること。

(申請等の方法)

を経由して行うことができる。管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)情等」という。)をしようとする者は、当該申請等をその者の住所を第六十九条 次の各号に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申

一~十七 (略)

十八 法第四十四条第一項又は第二項の届出

- 9 -

2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告を 2	2 次に掲げる届出又は報告をしようとする者は、当該届出又は報告を
その者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。	その者の住所を管轄する総合通信局長を経由して行うものとする。
一法第十六条各項の届出	一 法第十六条第一項、第二項又は第三項の届出
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

二~六 (略)